

第4部 経過措置について

I. 経過措置とは

1 経過措置の説明

条例や法令を施行する際には、それ以前にはその規制がかからなかったものに対して規制がかかることになり、そういったものへの特別な取扱いが必要になることがあります。これを「経過措置」と呼びます。

当該条例は平成21年4月から施行されますが、産業廃棄物の自己物の保管について、この条例施行の際、現に産業廃棄物の保管を行っている場合は、その保管を行っている者は、条例施行の日から起算して6月を経過する日までに届出をしていただく必要があります。

